

点検・研修・周知を年間運用へ

安全計画と ヒヤリハット運用

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



安全計画は、作成後の実施・周知・見直しまでが一組です

指定通所支援基準第40条の2は、事業所ごとの安全計画と、計画に従った措置を求めています。放課後等デイサービスにも準用されます。

PLAN & ACT

計画を策定し、必要な措置を実行

設備の安全点検、事業所外活動を含む日常の安全指導、従業者の研修・訓練等を計画します。

STAFF

職員へ周知し、定期的に研修・訓練

計画の所在と役割を共有し、実際に動けるよう研修・訓練を行います。

PARENTS

保護者へ取組内容等を周知

安全確保について保護者との連携が図られるよう、計画に基づく取組を伝えます。

REVIEW

定期的に見直し、必要に応じて変更

点検、訓練、ヒヤリハット、事故、体制変更から計画を更新します。

計画書があるだけでは運用完了ではありません。実施日、担当者、結果、改善、職員周知、保護者周知を計画の各項目と結びます。

設備・活動・通所を分けると、点検の抜けが見つかります

国の安全管理通知は、各年度が始まる前に安全計画を定め、取組を計画的に実施する考え方を示しています。

領域	対象の例	計画へ書く項目
設備・場所	建物、家具、遊具、防火設備、避難経路、定期利用する公園等	点検時期、方法、担当、修繕・使用停止の判断
日々の活動	食事、午睡、水遊び、運動、医療的ケア、自由遊び等	場面別の役割、人数確認、個別配慮、緊急手順
通所・移動	来所・帰宅、送迎車、引渡し、散歩、外出、事業所外活動	乗降時の所在確認、名簿照合、対象車両の安全装置、経路、引渡し、逸走対応
緊急対応	事故、急変、災害、火災、不審者、行方不明等	指揮命令、通報、家族連絡、避難、救命、記録

各行に「いつ・誰が・何を・どの方法で・何を残すか」を置きます。車両運行時の所在確認と対象車両の安全装置は第40条の3の直接義務です。詳細は別資料「送迎の安全管理ガイド」でも確認できます。

点検は、毎日・定期・活動前の三つの時間軸で回します

設備の点検だけでなく、活動内容、利用児の特性、職員配置、天候や経路の変化まで確認します。

DAILY

毎日の始業・活動前

破損、転倒・誤嚥物、出入口、室温、備品、人数・配置、送迎名簿等を確認します。

PERIODIC

計画した定期点検

設備、避難経路、遊具、定期利用場所等をチェックリストで複数名が確認します。

CHANGE

行事・変更・事案の前後

新しい活動、利用児・設備・職員の変更、ヒヤリハット・事故後に追加点検します。

発見

場所・状態を事実で記録



応急措置

使用停止・立入制限等



恒久対策

修繕・手順・配置を変更



再確認

完了日と残るリスクを記録

国の安全管理通知は、設備等の安全点検を少なくとも毎学期1回(年3回)以上行うことが重要と示しています。これはガイドライン上の推奨であり、省令が定める全国一律の法定回数とは分けて表示します。

職員には「動ける訓練」、保護者には「連携できる情報」を届けます

省令は研修・訓練の定期実施と保護者への周知を求めますが、安全計画研修の全国一律の回数までは定めていません。

職員への周知・研修・訓練

- 安全計画、場面別マニュアル、責任者・代行者、連絡先の所在
- 人数確認、指差し確認、役割交代を含むロールプレイ
- 救急対応、AED、異物除去、不審者、地域災害等の実技
- 常勤・非常勤を含む参加者、欠席者の補講、訓練結果の記録

保護者・こどもへの周知

- 事業所の安全方針、主なリスク、予防の取組、緊急時の連絡方法
- 送迎・引渡し、欠席連絡、医療・アレルギー情報の更新方法
- 契約時、計画改訂時、訓練前後等の説明・共有の機会
- こどもの特性・発達に応じた安全や危険の伝え方

周知は、配布した事実だけでなく、日付、対象、方法、資料の版を記録します。安全計画の全文共有が難しい場合も、取組内容と連携事項を分かる形で伝えます。

ヒヤリハットは、責任追及ではなく予防策を増やす入口です

国の安全管理通知は、ヒヤリ・ハット事例の収集、分析、対策、職員間共有を再発防止の取組として示しています。



「ヒヤリハット」と名付けただけで外部報告対象外にはなりません。実際の被害・状況と指定権者の報告基準を確認し、事故レーンへ切り替えます。

事故は安全確保・速やかな外部連絡、ヒヤリハットは予防学習へ分けます

指定通所支援基準第52条は、支援提供により事故が発生した場合の連絡・必要な措置・記録を定めています。

レーン	入口	まず行うこと	記録・連絡
事故	支援提供により事故が発生	安全確保、救命・受診等、管理者への報告	速やかに都道府県、市町村、家族等へ連絡。状況と採った処置を記録
ヒヤリハット	被害に至る前に危険へ気づいた事案等	危険の除去、事実収集、再発可能性の評価	内部で収集・分析・共有。外部報告要否は事案と指定権者基準で判定



行政報告の対象、様式、提出先、期限は自治体ごとに確認します。国の通知も、都道府県・市町村のホームページ等で報告基準と方法を確認するよう示しています。

出典・確認事項

現行省令と、こども家庭庁の障害児支援向け安全管理通知・ガイドラインを照合しました。

e-Gov法令検索 | 指定通所支援の人員・設備・運営基準(第40条の2・第40条の3・第52条・第71条)

https://laws.e-gov.go.jp/api/2/law_file/xml/424M60000100015?asof=2026-08-14

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 障害児支援における安全管理について(こ支障第169号・令和6年7月4日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_14.pdf

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 各種ガイドライン・手引き等(障害児支援の安全管理)

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について(令和7年3月31日一部改正後)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001477137.pdf>

確認日: 2026-08-14

安全計画、研修訓練、保護者周知、事故報告の対象・様式・期限の最終確認は、所在地を所管する指定権者へお願いします。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。